

令和4年4月1日

淀川区長 様

運営委員会名

委員長名

令和4年度学校体育施設開放事業における新型コロナウイルス感染症対策にかかる誓約書

当運営委員会は、学校体育施設開放事業を実施するにあたり、下記「**学校施設の消毒ルール**」について、学校施設を利用するすべての利用団体に対して、内容を正確に周知し、記載事項について順守することを誓約します。

また、代表者が代わった際には申し送りをするとともに、万一、下記記載事項を順守できていないことが判明した場合は、今後の事業の実施を取り消されても一切異議は申しません。

<学校施設の消毒ルール>

【使用施設にかかる消毒の実施】

- 運営委員会は利用団体と協力し、使用施設・消毒必要箇所等について、「**使用施設消毒チェックリスト**」を学校と調整の上、作成します。（ただし、同じ施設を継続して使用する場合には、再調整は不要）
- 利用団体は、施設を使用した後、「**使用施設消毒チェックリスト**」にしたがって消毒・清掃します。作業完了後、チェックリストの消毒報告欄に記載し、速やかに運営委員会に提出します。
- 運営委員会は、利用団体から提出のあった「**使用施設消毒チェックリスト**」を月ごとにとりまとめるうえ、翌月10日までに区役所へ提出します。
- チェックリストに記載のない箇所についても、手で触れた箇所、飛沫が飛んだ可能性のある箇所は必ず消毒します。

【その他】

- 利用団体は、「**学校体育施設開放事業利用記録**」を施設の使用ごとに記載し、速やかに運営委員会に提出します。
- 運営委員会は、「**学校体育施設開放事業利用記録**」を利用終了後4週間以上保管します。
- 使用施設以外は、手を触れないようにします。（手を触れた場合は消毒します。）
- 入校前や施設使用前、トイレ使用後などは、必ず石鹸による手洗いや手指用アルコールによる消毒を行います。
- トイレ使用時は、飛沫を防ぐため、必ず便器の蓋を閉めて流します。
- 施設使用に係る対応に必要な物品（非接触体温計、消毒用アルコール、石鹸、マスク、消毒液（0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液など）、消毒用手袋、ペーパータオル、ゴミ袋など）は、運営委員会又は利用団体において準備し、使用後のごみは必ず持ち帰ります。
また、上記の消毒用具一式は学校内に保管せず、持ち帰ります。（火災等の危険性があるため）
- 施設利用の際に出たごみは必ず持ち帰ります。特に唾液の付着したペットボトル、缶などは必ず持ち帰り、飲み残しは自宅で処分します。
- 利用者に感染者が発生した場合、運営委員会は速やかに区役所及び学校へ連絡します。
- 利用団体には、利用者の感染が判明した場合、速やかに運営委員会に連絡するよう周知徹底します。